

令和4年度事業計画

我が国においては、少子高齢化が急速に進展し、人口減少が進行する中で、改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月に施行されたことで、雇用する労働者について、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされるなど、若手会員の入会に少なからず影響が出ています。当センターにおける会員の高齢化も進んでおり、20年前の平成13年度では60歳代が61.2%だったものが、令和3年度には70歳代が61.3%と最も多く80歳以上も20.9%を占めております。

また、新型コロナウイルスの感染が、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認されて以降、急速に拡大し、不要不急の外出自粛要請と飲食店等に対する営業時間の短縮要請が行われ、経済活動の多くを止める措置がとられたことで、シルバー人材センターとしても就業機会の縮小を余儀なくされ大きな影響を受けています。

このような状況の中では、会員の高齢化に対応するため、新たな就業支援体制の構築が重要な課題となります。「80歳を超えても元気で働けるシルバー人材センター」となるよう会員個々のニーズに対応した就業開拓に努めてまいります。

そして、高齢者人口の男女割合等からみても拡大の余地の大きい女性会員の確保のための施策を女性委員会の活動を中心に重点的に取り組んでまいります。

シルバー人材センターは、高齢者の多様な能力と豊富な知識・経験を生かした就業機会を確保・提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しております。

センターが地域社会で一層輝く存在となるよう地域貢献とイメージアップを図り、次の事項を重点事項として展開してまいります。

1 就業機会の確保及び組織的に提供する事業（定款第4条(1)）

コロナ禍を契機として社会全体のデジタル化が急速に進んでおり、シルバー業界においても、事業の活性化や業務の効率化等の観点から、デジタル技術の活用は必須となってきました。ホームページ、SNS等を活用し就業機会の確保、提供に努めます。

2 就業機会を確保するための公の施設の指定管理業務（定款第4条(2)）

「高齢者生きがいセンター太陽の家」をはじめ「福谷太陽の家」、「東山太陽の家」の3施設における事業を行うため、施設及び設備の適正な維持管理に努めます。

3 就業を希望する高齢者のための職業紹介事業（定款第4条(3)）

地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業機会の確保するため、職業紹介事業を活用し、高年齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに努めます。

4 就業を希望する高齢者のための労働者派遣事業（定款第4条(4)）

団塊の世代が定年退職を迎えたことから、高齢者の多様な働き方に対応した雇用・就業機会を確保するため、請負または委任はもとより、労働者派遣事業を積極的に取り込み、高齢者の活躍する場の提供に努めます。

5 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会を行う事業（定款第4条(5)）

複雑化する社会のニーズに応えるため、就業に必要な講習会を開催します。単に知識を得るだけでなく、それを実際に使えるよう実践的な練習や実技を伴うことで、技能の向上に努めます。

6 就業に関する調査研究及び相談を行う事業（定款第4条(6)）

会員に「生きがいと誇り」を持って働いていただくため、会員に対して就業ニーズ等の調査を行い、会員の技能と知識を把握し、希望に則した就業に努めます。また、会員と事務局を繋ぐ『月刊コミュニケーション通信』に就業や健康に関する情報を発信することで、会員自ら相談しやすい環境づくりに努めます。

7 安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業（定款第4条(7)）

傷害事故や健康障害が起こらぬよう、就業安全委員会にて、事故の検証、安全パトロール、事故防止を検討し、役職員はもちろん全会員が一致して安全就業・健康管理及び交通安全の確保に努め、安全就業の取り組みに努めます。

8 センターの活動等について周知を図る事業（定款4条(8)）

シルバー人材センター事業の基本理念や仕組み等を地域社会に浸透させ、新規会員の獲得につなげるため、市広報紙に会員募集等の記事掲載、有料広告を活用し、SNSによる情報発信、チラシ配布のほか、会員によるボランティア活動の実施など普及啓発活動の推進に努めます。

9 その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条(9)）

会員相互の親睦及び融和を図るために組織された会員互助会の活動に対し支援を行うとともに、会員の共働・共助の意識向上に努め、センターの事業の推進に努めます。